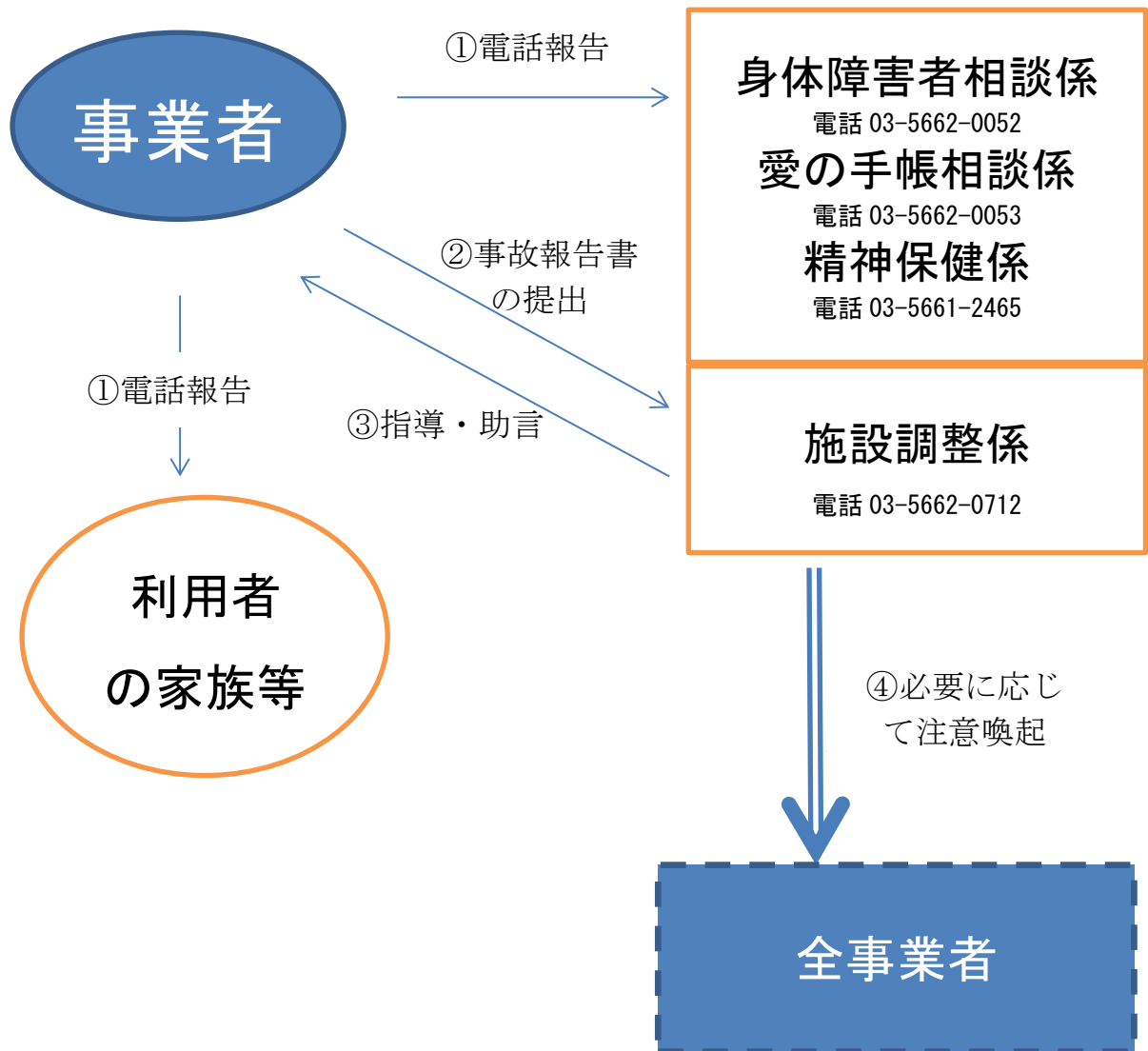


事故報告の流れ



参考 事故対応に関する規定

【居宅介護等】

（事故発生時の対応）

第四十条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例
(平成24年東京都条例第155号)

（27）事故発生時の対応（基準第40条）

利用者が安心して指定居宅介護の提供を受けられるよう、指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村及び当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

このほか、次の点に留意するものとする。

- ① 利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定居宅介護事業者が定めておくことが望ましいこと。
- ② 指定居宅介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。
- ③ 指定居宅介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）が示されているので、参考にされたい。

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（障発第1206001号平成18年12月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長）

【移動支援】

第37条 事故等発生時の対応

乙は、支援の実施中に事故等が発生した場合は、直ちに甲及び利用者の家族に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について速やかに「事故等報告書」を作成し、甲に報告しなければならない。

江戸川区障害者移動支援事業委託契約 仕様書